

IEC 関連国際活動支援規程

(総則)

第1条 本規程は電気規格調査会の IEC 国内委員会において、IEC 関連の国際標準化活動に関わる活動を行う場合の支援に関して定める。

(支援の目的)

第2条 必要な国際会議への積極的な出張を支援するとともに、国際会議の日本招致を行う場合の費用面でのサポートを行うことで、国際標準化活動の活性化を図る。

(支援の内容)

第3条 支援を行う内容として以下を行う。

(1) 国際会議出席旅費支援

規程の詳細は「IEC 国内委員会関連国際会議出席旅費支援規程細目」により定める。

(2) 国際会議日本開催支援

規程の詳細は「IEC 関連国際会議日本開催支援規程細目」により定める。

(運用費)

第4条 本支援に関わる運用費は、電気規格調査会予算とする。運用限度額については、財務会計理事が決定する金額とする。

(審査)

第5条 審査は電気学会電気規格調査会内に組織した IEC 国際活動支援審査委員会で、支援対象、支援に対する基本的考え方、支援金額等を勘案して行う。承認は規格役員会で行う。なお、IEC 国際活動支援審査委員会のメンバーは付1による。

(付則)

1. 平成 22 年 1 月 28 日、規格役員会にて承認。
2. 平成 22 年 3 月 3 日、電気学会理事会にて承認。
3. 平成 24 年 5 月 31 日、規格役員会にて一部改正承認。
4. 平成 27 年 11 月 26 日、規格役員会にて一部改正承認。

付1 IEC 国際活動支援審査委員会

委員長	規格役員会 副会長
委員	規格役員会 副会長
委員	標準化戦略委員会 委員長
委員	財務会計理事
委員	専務理事
事務局	標準化推進室長